

## 「GHS Assistant」利用規約

### 第1条 (目的)

本利用規約は、利用企業が GHS Assistant を利用するにあたり適用される条件を定めることを目的とします。

### 第2条 (定義)

本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用企業  
本利用規約に基づき GHS Assistant を利用する法人その他の団体をいいます。
- (2) サーバー版  
サーバー上で GHS Assistant を稼働させ複数人が同時利用できる、GHS Assistant の提供形態の一つを指します。なおサーバーについては物理または仮想の別を問いません。
- (3) パーソナル版  
ローカル PC 上で GHS Assistant を稼働させる、GHS Assistant の提供形態の一つを指します。
- (4) 契約責任者  
利用企業が指定した、利用企業の役員または従業員のうち本利用規約に基づく契約の締結に関する権限を有する主担当者であって GHS Assistant へのアクセスおよび利用並びにサポートサイトの閲覧ができる者をいいます。なお、一利用企業につき契約責任者は一名とします。
- (5) 運用責任者  
利用企業が指定した、利用企業の役員または従業員であって GHS Assistant の契約および利用に関する主担当者であって GHS Assistant へのアクセスおよび利用、サポートサイトの閲覧、および当社への質問が直接できる者をいいます。なお、一利用企業につき運用責任者は一名とします。
- (6) 運用担当者  
利用企業の役員または従業員であって、運用責任者により指定され、GHS Assistant へのアクセスおよび利用、サポートサイトの閲覧、および当社への質問が直接できる者をいいます。運用責任者は、下記の範囲で運用担当者を指定することができます。
  - ・サーバー版利用の場合 最大 4 名
  - ・パーソナル版利用の場合 最大 1 名
- (7) ユーザーおよびユーザー等  
利用企業の役員または従業員であって、運用責任者または運用担当者により指定され、GHS Assistant へのアクセスおよび利用が許可されている者をいいます。また本利用規約にて「ユーザー等」と表記する場合は、契約責任者、運用責任者、運用担当者およびユーザー全てを対象として指すものとします。
- (8) 本サイト  
当社が GHS Assistant を提供するために運営するウェブサイトを行います。GHS Assistant は、本サイトまたは本ソフトウェアを介して利用企業に提供されます。
- (9) サポートサイト  
当社が利用企業による GHS Assistant の利用をサポートするために運営するウェブサイトを行います。
- (10) 本ソフトウェア  
GHS Assistant を構成するソフトウェアをいいます。
- (11) ヴァージョンアップ  
GHS Assistant において定期的に最新の機能およびデータを提供することをいいます。ヴァージョンア

ップは、当社に事前に通知された利用企業の電子メールアドレス宛に送られた内容に従いユーザー等が自身でサポートサイトからバージョンアップ用データをダウンロードおよびインストールすることにより実現します。

- (12) SDS  
適用法令により作成が義務付けられる安全データシートをいいます。
- (13) 本利用許諾  
第4条に基づく利用許諾をいいます。
- (14) 本契約  
本利用規約に基づく契約をいいます。
- (15) 反社会的勢力  
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者をいいます。

### 第3条 (本利用規約への同意)

契約責任者が本利用規約に同意した場合、本契約が成立します。また、利用企業が運用責任者および運用担当者を当社に通知したうえで GHS Assistant の利用を開始した場合、本利用規約に同意したものとみなします。

### 第4条 (利用許諾)

利用企業は、本利用規約に従うことを条件に、有償で当社の提供する GHS Assistant を利用することができるものとします。

### 第5条 (利用目的)

利用企業は、利用企業の業務に際して SDS を作成することを目的(以下「本利用目的」といいます。)として GHS Assistant を利用するものとし、本利用目的以外の利用は一切できないものとします。

### 第6条 (指定機器)

- (1) 当社は、GHS Assistant を利用するためにコンピューターもしくは関連装置を含む1組のコンピューターシステム(以下「指定機器」といいます。)を指定し、利用企業は当該指定機器以外のいかなる機器においても GHS Assistant を利用することはできないものとします。ただし、利用企業が作成、収集し、GHS Assistant に収納した文書、データは利用企業の所有物であり、利用企業の所有もしくは指定する任意の機器に移管し保存することができます。
- (2) 利用企業は指定機器およびそれに付随する周辺機器、オペレーティングシステム等の環境を、自らの責任と費用において確保・維持するものとします。

### 第7条 (複製制限)

利用企業は、指定機器上での利用を目的とする GHS Assistant の保存およびバックアップ以外の目的のために GHS Assistant を複製することはできないものとします。

### 第8条 (利用制限)

- (1) 利用企業は、GHS Assistant および付属する情報について、第三者への移転、譲渡、再利用許諾等を行ってはならないものとします。
- (2) 利用企業は、GHS Assistant に関連する全てのプログラム等について、リバースエンジニアリングその他

の方法により解析を行ってはならないものとします。

- (3) 利用企業は、GHS Assistant に関連する全てのプログラム等について、自己の利用のために必要な場合も含めて、変更または修正を行ってはならないものとします。
- (4) 利用企業は、GHS Assistant に関連する全てのプログラム等に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。

### 第9条 (利用上の情報管理)

- (1) 利用企業が GHS Assistant を利用するに際して、利用企業が自身で保存する情報の管理責任は利用企業に帰するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 利用企業は GHS Assistant を利用企業の管理する環境内で利用するものとします。ウイルス対策、ハッカー対策等のセキュリティー対策および管理は利用企業の責任で実施するものとします。
- (3) 利用企業は、自己の責任において、設定したユーザーID および当該ユーザーID にかかるパスワードを管理し、またユーザー等をして厳重に管理させるものとし、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負うものとします。

### 第10条 (情報の変更)

利用企業は、GHS Assistant の契約責任者、運用責任者、運用担当者、およびバージョンアップの通知先に変更が生じた場合には、当社が適宜定め、利用企業に通知するサポート担当者の電子メールアドレス宛に速やかに電子メールを送信する方法、または当社が本サイト上で提供する申告フォームに新たな契約責任者、運用責任者、運用担当者もしくは通知先を入力する方法によって連絡を行うものとします。当社は、登録情報の変更の連絡がなされなかったことにより利用企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第11条 (メンテナンス)

- (1) データメンテナンス  
当社は SDS に記載が求められる、もしくは記載することが望ましい各種法規、規格および公的機関の公表する各種データを適宜収集し編集して 2 乃至 3 か月毎に利用企業に提供します。改訂データの提供頻度は利用企業のデータ更新作業負荷、公表データの多寡、頻度を勘案し利用企業の要望を確認して当社が決定します。当社は改訂データ提供にあたって改訂内容概要を利用企業に開示します。なお、当社が提供しているデータに瑕疵があり利用企業からの指摘を受けた場合、当社は可及的速やかに対応します。対応できない場合は、その理由を利用企業に開示します。
- (2) システムメンテナンス  
当社は GHS Assistant の機能向上を目的としたシステム改訂を適宜実施し、改訂データとともに利用企業に提供します。当社は改訂システム提供にあたって改訂内容概要を利用企業に開示します。なお、当社が提供しているシステムに瑕疵があり利用企業からの指摘を受けた場合、当社は可及的速やかに対応します。対応できない場合は、その理由を利用企業に開示します。

### 第12条 (サポート内容)

- (1) 当社は、利用企業が GHS Assistant を活用できるよう最善の努力を尽くしサポートします。ただし、GHS Assistant の価値の維持向上のため、サポート範囲については本条(2)以下で基準を設けます。
- (2) 利用企業において、当社に質問や要望がある場合は、利用企業側にて運用責任者または運用担当者にて取りまとめて当社に連絡するものとします。
- (3) 当社は運用責任者または運用担当者を通じて利用企業から寄せられる質問に対して月間 20 件を上限とし、当社営業日 3 日以内に回答します。

- (4) 当社は利用企業からよせられる質問に対する回答について、最善の注意を尽くします。ただし、当社は、回答の正確性、完全性等につき、一切の保証を行いません。利用企業は、適宜、回答内容において関係省庁や団体等にも確認を行うものとします。
- (5) 当社は利用企業に対し、GHS Assistant の本条に定めるサポート内容を超えた提案、調査、判断、コンサルティング業務等を行いません。
- (6) 当社は、利用企業に対し、当社の役員または従業員を派遣してのサポートは行いません。
- (7) GHS Assistant は汎用ソフトウェアであり、利用企業ごとのカスタマイズはいたしません。
- (8) 当社は利用企業に対し、サポートサイトを通じて以下に定めるサポート内容を提供します。
  - ① ヴァージョンアッププログラムの提供
  - ② 過去のヴァージョンアップに関する情報
  - ③ GHS Assistant の操作マニュアル
  - ④ GHS Assistant に関してよくあるお問合せと回答
  - ⑤ SDS に関してよくあるお問合せと回答
  - ⑥ 各種お問合せフォーム

### 第13条（権利関係）

- (1) 本利用許諾を除く GHS Assistant に関連する全てのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は当社に帰属するものとします。
- (2) 利用企業は、本利用許諾を除き、GHS Assistant に関連する全てのプログラムおよび情報等に関するいかなる権利も有さないものとします。
- (3) 前条(7)の規定にかかわらず、利用企業の要望に基づき GHS Assistant をカスタマイズした場合も、そのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は当社に帰属するものとします。
- (4) 利用企業が本利用許諾の有効期間中に作成した SDS 文書およびラベル原稿に関する一切の権利および責任は利用企業に帰属するものとします。

### 第14条（機密保持）

利用企業は、本利用規約に基づく GHS Assistant の利用継続中または利用終了後にかかわらず、GHS Assistant に関連する全てのプログラムおよび情報等について、第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- ① 開示した時点で既に公知または公用となっていた情報
- ② 開示した後に、利用企業の責めに帰することできない事由によって公知または公用となった情報
- ③ 開示した時点で既に利用企業が保有していた情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持情報を負わず合法的に入手した情報

### 第15条（従業員等に対する措置）

- (1) 利用企業は、ユーザー等に対して、本利用目的に必要な範囲で、GHS Assistant を利用させることができるものとします。なお、利用企業は、ユーザー等に GHS Assistant を利用させるにあたって、本利用規約において利用企業が負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。
- (2) 前条の規定にかかわらず、利用企業は、GHS Assistant の利用のために必要な情報をユーザー等を開示することができます。ただし、この場合、利用企業はユーザー等が知り得た前条所定の情報を第三者に開示もしくは本利用目的に必要な範囲を超えて利用しないよう適切な措置をとるものとします。
- (3) 利用企業は、ユーザー等以外の者に GHS Assistant を利用させてはいけません。
- (4) 利用企業は、ユーザー等に本利用規約の内容を遵守させるものとします。ユーザー等の本利用規約違

反は、利用企業の本利用規約違反とみなし、利用企業はユーザー等と連帯して責任を負うものとします。

#### 第16条（損害賠償）

利用企業または当社が本利用規約に定める義務の全部もしくは一部を履行せず、または本利用規約に違反して相手方に損害を与えた場合、当該相手方は、違反当事者に対し当該損害の賠償を請求することができます。本条に関して当社が利用企業に損害賠償責任を負う場合、その賠償額はいかなる場合も、第21条で定める利用料の12か月分に相当する金額を上限とします。

#### 第17条（機能およびサービス内容）

(1) 当社は GHS Assistant の機能およびサービス内容として、以下を随時利用企業に提供するものとします。ただし、法規および市況、情勢により機能およびサービス内容の提供時期が遅延する場合があります、事前告知のうえ機能およびサービス内容を変更することがあります。

- ① SDS 文書およびラベル原稿作成機能
- ② 前①のための諸規則情報
- ③ 法規対応 SDS 作成用基本データエクスポート機能

(2) GHS Assistant のサービス内容は、サービスを提供する時点で当社において合理的な範囲で入手可能な資料、情報およびデータに基づいて提供するものであり、新たな科学的知見に基づいてサービス内容が改訂されることがあります。また、SDS 文書に記載される注意事項は、当該 SDS 文書の対象となる製品が通常想定される方法で取り扱われる場合を前提としたものであり、利用企業は、当該製品について特殊な取扱いをする場合には、注意事項に記載されるものとは別に十分な安全対策を行うものとします。

#### 第18条（利用許諾の終了）

当社は、利用企業が本利用規約に違反した場合、利用企業への催告を要することなく、直ちに本利用許諾を終了させることができます。

#### 第19条（利用許諾終了時の義務）

- (1) 利用企業は、本利用許諾が終了した場合、GHS Assistant 本体、当社から提供されたこれに関連する全てのプログラムおよび情報等を、利用企業の責任と負担において消去するものとします。
- (2) 利用企業は、GHS Assistant の消去法については当社の指示に従い、その消去作業については利用企業の責任と負担において行われるものとします。
- (3) 利用企業が GHS Assistant 本体を当社に消去する時に GHS Assistant 本体に収納される文書、データについては、利用企業の責任において消去するものとします。

#### 第20条（契約期間）

- (1) 本利用許諾の有効期間は、1年間とします。ただし、利用企業または当社から、相手方に対し、終了日の3か月前までに書面による通知がない場合には、本利用許諾は1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 利用企業は本利用許諾開始日から1年間は、本利用許諾を終了させることができないものとします。ただし、利用企業は第21条で定める利用料の10か月分に相当する金額を当社に支払う場合、本利用許諾開始日から1年以内であっても、本利用許諾を終了させることができます。
- (3) 前(2)の規定にかかわらず、利用企業は本利用許諾開始日から1か月間は、本利用許諾を終了させる

ことができます。

- (4) 利用企業が本利用許諾を終了させた場合、本利用許諾終了日から1年間は、当社の承諾がない限り、新たに当社とGHS Assistantの利用に関する契約を締結できないものとします。なお、再契約時にGHS Assistantの試用サービス、導入研修、データ移行、その他当社が指定したサービスについてはその時点で当社が提示した見積り金額をもとに有償での提供とします。
- (5) 第18条または前(2)および(3)の規定等により本利用許諾が終了した後においても、第14条に定める機密保持義務の規定は当該終了後5年間有効とし、本利用規約のほかの条項についても対象事由が消滅するまで、なお有効とし、利用企業は、当該条項に基づく責務を負うものとします。

## 第21条 (利用料)

第11条(1)、(2)および第17条の利用料として、利用企業は当社に対して、当社が別途定める料金表または事前に提示した見積り書に基づく金額を、銀行手数料等を負担のうえに、支払うものとします。

## 第22条 (保証)

- (1) 当社は本利用許諾の有効期間中、GHS Assistantが指定機器にて、稼働することを保証します。
- (2) 前(1)の規定にかかわらず、GHS Assistantの仕様不適合が以下のいずれかの場合に生じたときは、当社は利用企業に対して、当該仕様不適合につき何らの責任も負いません。
  - ① 当該仕様不適合が、ネットワークの不調に起因する場合
  - ② GHS Assistantが当社の指定した動作環境または動作条件とは異なる環境または条件下で利用された場合
  - ③ その他、当社の責めに帰すべからざる事由による場合
- (3) 本条の規定は、GHS Assistantの瑕疵、不具合および保証に関する当社の一切の責任を規定したものであり、当社は理由の如何にかかわらず、利用企業に対して、金銭的責任を含め、本条以外には一切の保証をせず、かつ責任を負わないものとします。
- (4) 利用企業はGHS Assistantを活用するために必要となる知識およびスキルについて、自らの努力と工夫により習得することとします。

## 第23条 (第三者による権利侵害)

- (1) 利用企業は、GHS Assistantに関連する全てのプログラムおよび情報等に関連する著作権等の全部または一部を第三者が侵害していることを発見した場合、当社に対して侵害の事実を速やかに報告し、当社が当該著作権等を保護するために行う処置に対して、当社に援助協力するものとします。
- (2) 前(1)の場合において、当社は前記第三者の侵害行為を排除するため、前記第三者に対する差止請求等の必要な措置を自らの判断により講じる権利を有します。

## 第24条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 当社および利用企業は、相手方に対して、本契約成立時並びに将来において、次に掲げる事項を表明し、確約します。
  - ① 自らが反社会的勢力ではないこと
  - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
  - ③ 自らの子会社その他の関連会社が反社会的勢力ではないこと
  - ④ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
  - ⑤ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

- ⑥ 反社会的勢力に対して、資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
  - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為をしないこと
- (2) 当社および利用企業は、相手方が前(1)の規定に違反した場合、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができ、これにより生じた一切の損害を賠償するよう相手方に対し求めることができるものとします。
- (3) 当社および利用企業は、前(2)の規定により本契約を解除した場合、相手方に発生した損害を賠償する責を負わないものとします。

#### **第25条 (契約の変更)**

- (1) 当社は、次に掲げる場合には、本利用規約の変更をすることにより、変更後の本利用規約の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく本利用規約の内容を変更することができるものとします。
- ① 本利用規約の変更が、利用企業の一般の利益に適合するとき。
  - ② 本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無およびその内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 当社が本利用規約の内容を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日および変更内容を本利用規約の定めに従い利用企業に通知または公表します。

#### **第26条 (通知・公表)**

- (1) 当社は、GHS Assistant に関連して利用企業に一定の事項を通知または公表をする場合には、本サイトに掲示する方法または当社に申告された電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法等、当社が適当と判断する方法で実施します。
- (2) GHS Assistant に関する問い合わせその他利用企業から当社に対する連絡または通知は、メール送信、ウェブサイト上の告知その他の適宜の方法で行うものとします。

#### **第27条 (準拠法)**

本利用規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

#### **第28条 (合意管轄)**

本利用許諾に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

#### **第29条 (分離条項)**

本利用規約の一部の条項が法令に違反するとされた場合、当該条項は、その限りにおいて本利用規約に適用されないものとし、本利用規約のほかの条項は引き続き有効に存続するものとします。

2021年11月制定

2024年2月改訂